

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券事業（概要）

1 購入対象者

(1) 平成 31 年度住民税非課税者（課税基準日平成 31 年 1 月 1 日）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

(2) 3 歳未満の子が属する世帯の世帯主

【基準日】

①平成 31 年 6 月 1 日 対象児童：平成 28 年 4 月 2 日以降に出生した児童

②平成 31 年 7 月 31 日 対象児童：平成 31 年 6 月 2 日以降に出生した児童

③平成 31 年 9 月 30 日 対象児童：平成 31 年 8 月 1 日以降に出生した児童

2 制度概要

・購入限度額

①上記 1 (1) の該当者：券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）

②上記 1 (2) の該当者：券面額 2.5 万円（販売額 2 万円）× 3 歳未満の子の数

※券面額 5 千円（販売額 4 千円）単位で分割購入が可能

・割引率

プレミアム補助額 5,000 円（割引率 20%）

・使用可能期間

平成 31 年 10 月～平成 32 年 2 月末を想定

・事業費補助

事業費及び事務費は国が全額補助

3 商品券購入までの流れ ※購入引換券には交付対象者の氏名・住所が印刷される。

・上記 1 (1) の該当者

対象者抽出 ⇒ 制度案内・交付申請書発送 ⇒ 交付申請書受領※ ⇒ 要件確認

⇒ 購入引換券送付 ⇒ 商品券購入

※交付申請書には扶養外住民税非課税者に該当することの宣誓、当該申請を確認するため税務情報等を確認することへの同意欄あり

・上記 1 (2) の該当者

対象者抽出 ⇒ 購入引換券送付 ⇒ 商品券購入

4 実施体制

対象者抽出から購入引換券の送付（返戻された郵便物の管理を含む）までは市が対応、商品券の販売等は商工会へ事業委託する。